

平成26年5月22日

各報道関係者 殿

公益財団法人全国高等学校体育連盟

体罰根絶全国共通ルールの制定について

常日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展はじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本連盟では昨年11月より検討を重ねてまいりました「体罰根絶全国共通ルール」の制定について、平成26年5月20日の理事会において決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 ルールの名称

体罰根絶全国共通ルール

2 本ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的なルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

3 本ルールの内容

(1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール

ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）

イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。

(2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。

4 本ルールの運用等については、別添の通知文を参照してください。

＜本件に関する問合せ先＞ （公財）全国高等学校体育連盟
専務理事補佐 石川恵一郎
電話 03-6268-0027